

平成21年10月26日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目19番15号
日本貸金業協会
会長 小杉 俊二
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX番号 03-5739-3027

「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告

～ 貸金業法改正の認知率は、
前回調査に比べ13ポイント上がったものの34%にとどまる ～

日本貸金業協会では、「貸金業法改正」の認知等について、一般消費者と借入利用者それぞれの認知度および認知経路等を把握することを目的とし、「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

1. 貸金業法改正の認知率は13%上昇するも、いまだ34%にとどまり、低年収なほど貸金業法改正に対する認知度は低い[P6-9]

- 一般消費者の貸金業法改正(*1)の認知率は34%程度。2008年11月に実施した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」(前回調査)の結果(21%)と比較すると13ポイント上昇しているが、いまだ低水準にとどまる。
- 現在借入残高を抱える借入利用者の認知率は49%(同9ポイント上昇)、総量規制(*2)に該当する回答者の認知率は50%(同10ポイント上昇)となった。認知率が高まったとはいえ、借入れを行っている回答者の2人に1人は貸金業法改正をいまだに知らない状況。
- 認知状況を属性で見ると、特に総量規制の影響の大きい専業主婦(主夫)(*3)の認知が低く、現在借入れを行っている回答者でも、「内容も含めてよく知っている」3%、「ある程度は知っている」34%にとどまる。
- 一方、借入利用者の年収別の認知率を見てみると、「300万円以下」40%、「301～500万円」51%、「501～700万円」57%、「701万円以上」63%となり、低年収なほど貸金業法改正に対する認知度が低くなっている。

(*1) 2010年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われる予定。

(*2) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付を禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付を禁止したもの)。総量規制に該当した場合、新たな借入はできなくなり、借入金の返済のみとなる。

(*3) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者と合わせた年収の 3 分の 1 までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

2. 借入利用者の「総量規制」の認知率は 43%[P10-20]

- 前述の借入利用者(現在残高あり)の中で、貸金業法改正を「知っている」とした回答者が、具体的にどのような改正内容を知っているかについて調査したところ、「総量規制」の認知率が 43%となり、次いで「年収証明書の提出」が 36%となった。
- 前回調査との認知率比較では、「総量規制」が 28 ポイント、「年収証明書の提出」が 23 ポイント上昇した。
- また、借入利用者の貸金業法改正について最も知りたい項目では、「総量規制について」が 16%、次いで「上限金利について」15%、「貸金業法改正の目的」15%となった。
- 貸金業法改正を知っているとした借入利用者(現在残高あり)に対して、法改正を認知した媒体について調査したところ、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が 48%と最も高く、次いで「クレジットカード・信販会社からの利用明細書」35%、「新聞広告」23%となった。

3. 法改正に対して「良い」とする意見 19%、中立的な(その他)意見 32%、一方では「問題がある」とする意見が 35%[P21-24]

- 借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とする意見 19%、中立的な(その他)意見 32%、法改正に対して「問題がある」とする意見 35%、「よくわからない」14%となっており、法改正に対して「問題がある」とする意見が最も高い。
- 借入利用者のうち、総量規制該当者では、法改正に対して「問題がある」とする意見が 45%、総量規制非該当者では、中立的な(その他)意見が 38%と各々最も高い。
- また、借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「返済できている限り、規制をかけるのはおかしい」、「収入が低い者はどうしたら良いのか」、「生活していけなくなりそうで困る」、「自己破産するかもしれない」、「ヤミ金に頼る人が増えると思う」と言った総量規制に関する意見が多い。

4. 消費者金融の借入利用者の 50%が総量規制に該当[P5]

- 消費者金融の借入利用者(現在残高あり)における借入総額の年収に占める割合を求めたところ、50%が年収の 3 分の 1 を超える借入がある(総量規制に該当する)と回答した>(*4)

(*4) 昨年度の調査結果(44%)と比べ、構成比としては上昇して表われているが、当協会では 2009 年 7~8 月に実施した「貸金業者の経営実態等に関する調査」の結果から、消費者金融業態の貸付件数は 1 年間で 15%減少(2008 年 3 月 11,794 千件から 2009 年 3 月 10,022 千件に減少)しており、総量規制該当者数そのものは、減少していると考えられる。

また、構成比としては上昇して表われた要因の一つとして、国税庁の「平成 20 年分民間給与実態統計調査」の結果を見ると、1 年を通じて勤務した給与所得者の 1 人当たりの平均給与(430 万円)は、対前年伸び率で 1.7%減少していることから消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の年収も減少している可能性が高い。

以上

調 査 概 要

1. 認知度調査

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ調査: 105,848 名 ・一般消費者: 1,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 全国を 7 地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出 ・借入利用者: 1,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する 500 名と、総量規制に該当しない 500 名を抽出 ・特定利用者: 専業主婦(主夫): 500 名 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 : 500 名 ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、専業主婦(主夫) 500 名と、個人事業主 500 名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2009 年 8 月 25 日～9 月 4 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

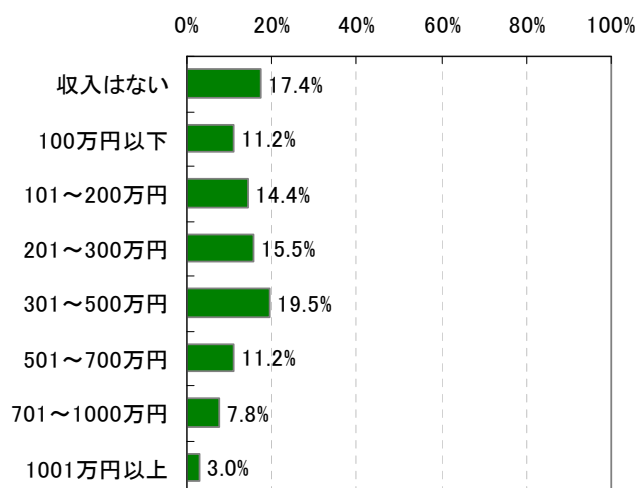
(2) 調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦(主夫)、個人事業主を抽出するために実施する調査
一般消費者	一般的な消費者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
借入利用者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
特定利用者	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦(主夫)と個人事業主の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査

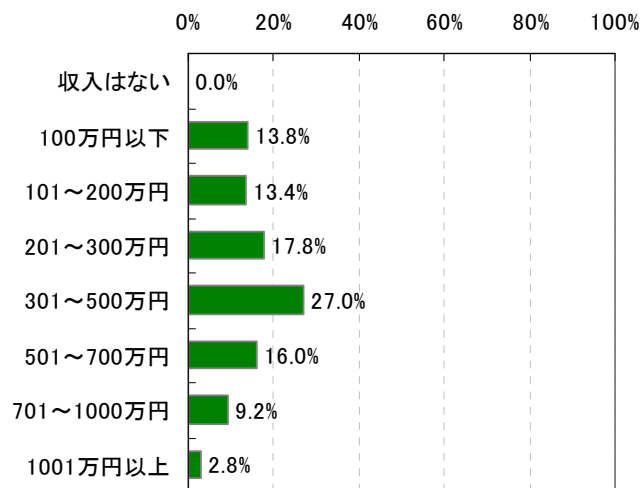
標 本 構 成

1. 個人年収

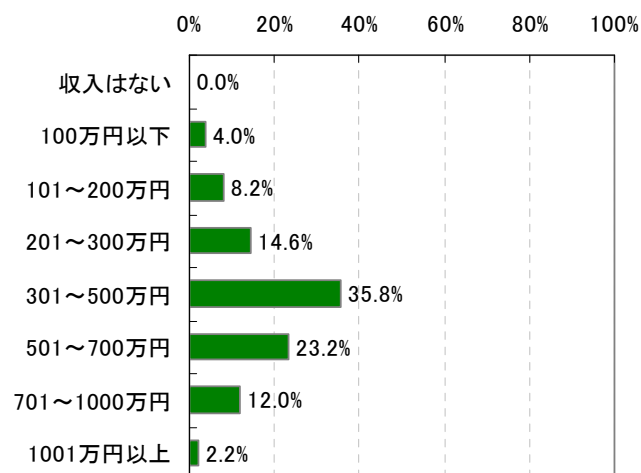
一般消費者 (n=1,000)



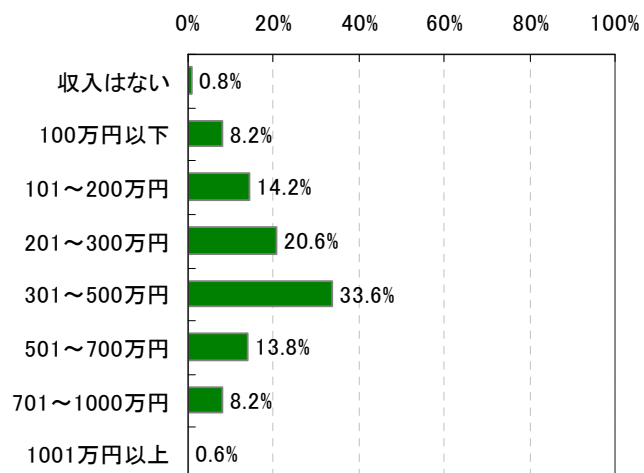
借入利用者(総量規制「該当者」) (n=500)



借入利用者(総量規制「非該当者」) (n=500)



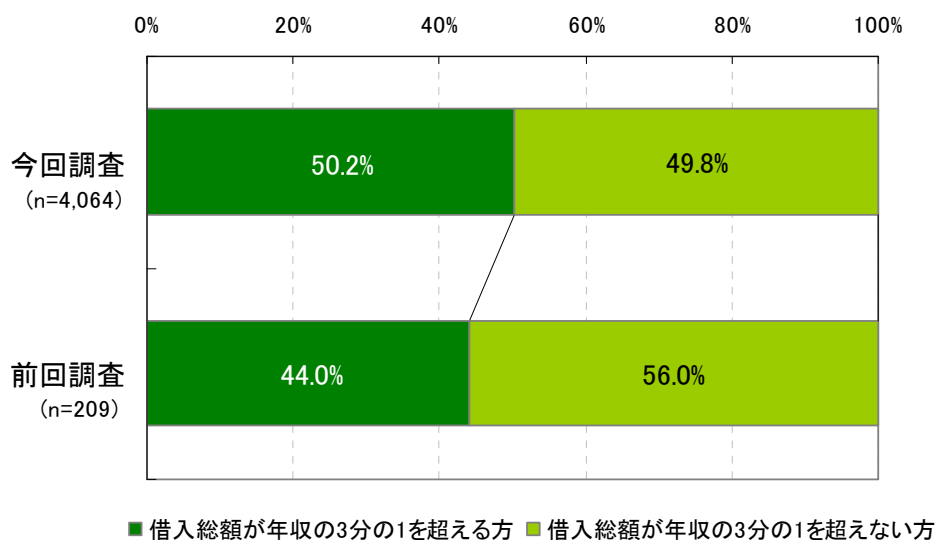
個人事業主 (n=500)



2. 総量規制該当者比率

プレ調査 105,848 名における借入利用者(現在残高あり)の借入総額の年収に占める割合を求めたところ、消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の 50.2%が年収の 3 分の 1 を超える。

※2008 年 11 月に実施した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」(前回調査)と同じ条件とするため、借入残高のある借入利用者(13,728 名)のうち、消費者金融利用者(4,064 名)を対象として、総量規制該当者比率を求めた。



(注) 昨年度の調査結果(44%)と比べ、構成比としては上昇して表われているが、当協会で 2009 年 7～8 月に実施した「貸金業者の経営実態等に関する調査」の結果から、消費者金融業態の貸付件数は 1 年間で 15%減少(消費者金融業態の貸付件数は、2008 年 3 月 11,794 千件から 2009 年 3 月 10,022 千件に減少)しており、総量規制該当者数そのものは、減少している。

また、構成比としては上昇して表われた要因の一つとして、国税庁の「平成 20 年分民間給与実態統計調査」の結果を見ると、1 年を通じて勤務した給与所得者の 1 人当たりの平均給与(430 万円)は、対前年伸び率で 1.7%減少していることから消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の年収も減少している可能性が高い。

調査結果

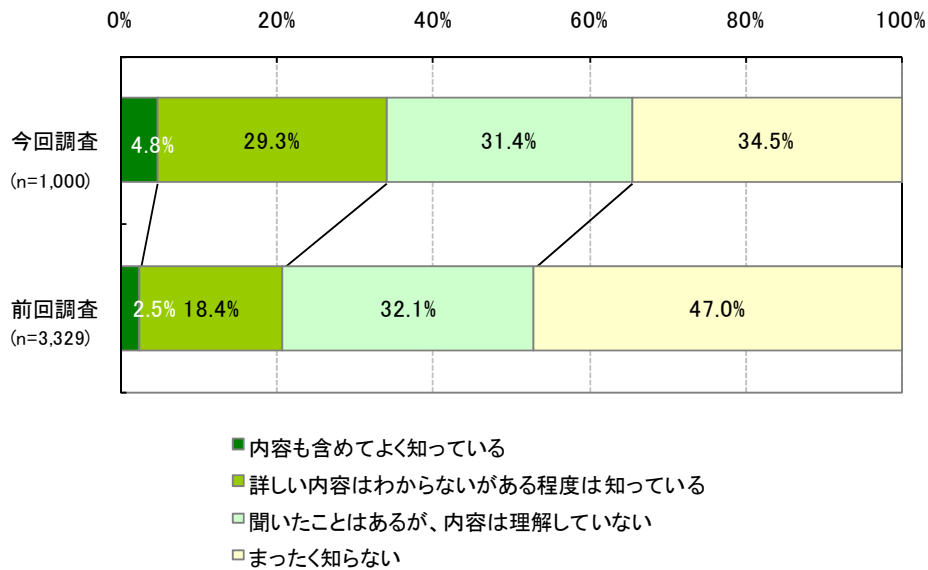
1. 貸金業法改正に関する認知状況の調査結果

1.1 一般消費者

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて34.1%と前回調査と比べ13ポイント上昇した。

【図1 一般消費者の貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の一般消費者 n=1,000 前回調査の一般消費者 n=3,329>



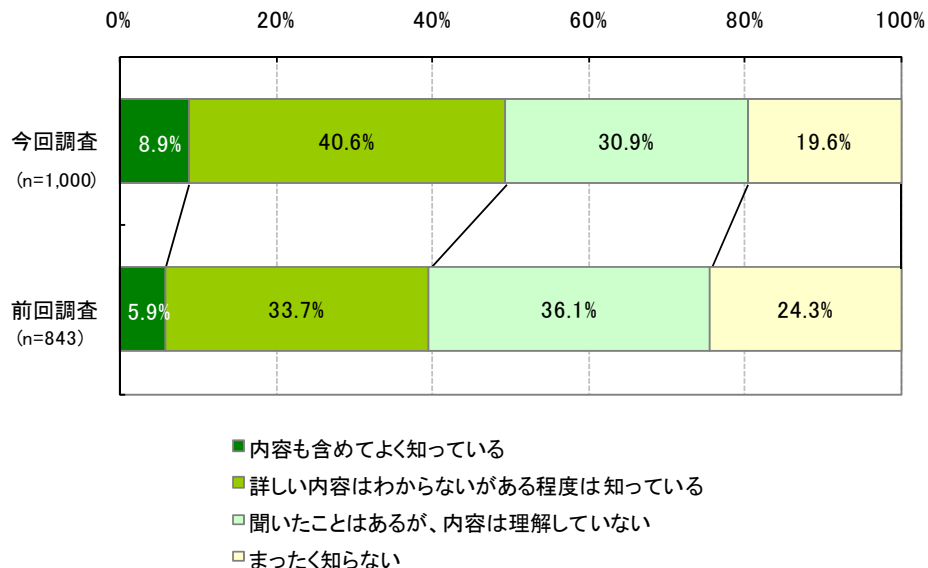
1.2 借入利用者

(1) 借入利用者(全体)

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて49.5%と前回調査と比べ10ポイント上昇した。

【図2 借入利用者全体としての貸金業法改正に対する認知度】

<今回調査の借入利用者(現在残高あり) n=1,000 前回調査の借入利用者(現在残高あり) n=843>

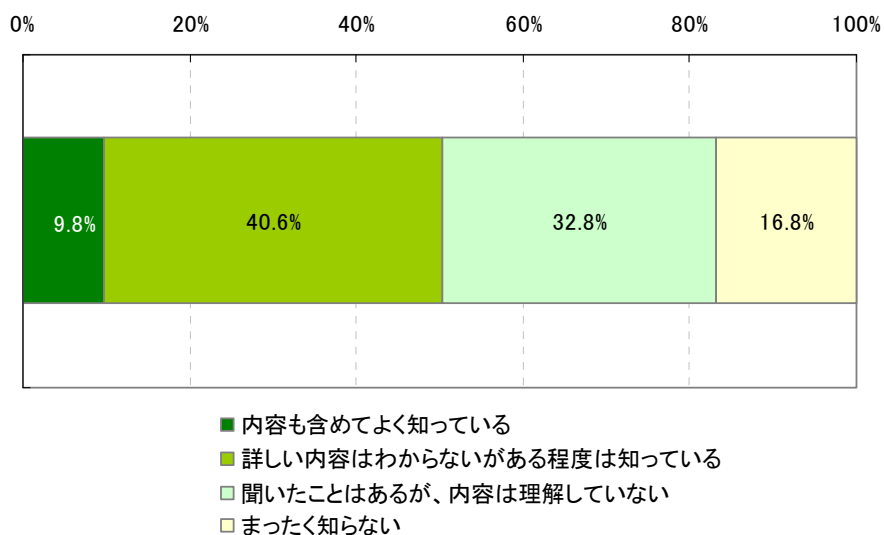


(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて50.4%となった。

【図3 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正に対する認知度】

<借入利用者(総量規制該当者) n=500>

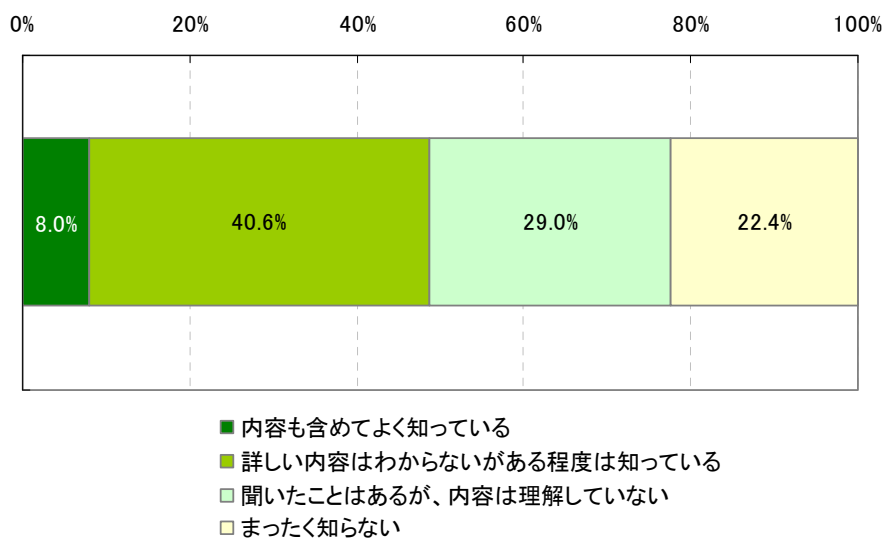


(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて48.6%となった。

【図4 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正に対する認知度】

<借入利用者(総量規制非該当者) n=500>

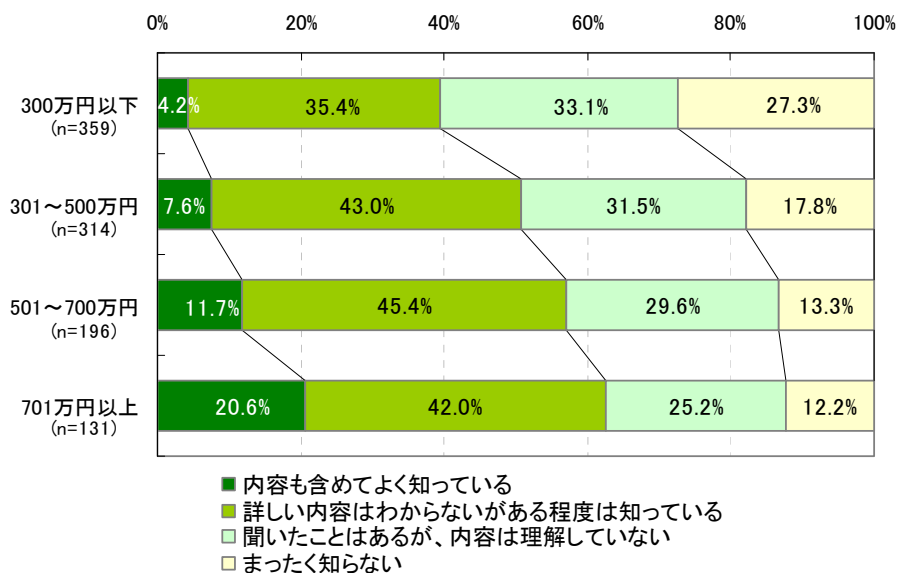


(4)借入利用者の年収別

借入利用者の年収別の認知率は、「300万円以下」(39.6%)、「301～500万円」(50.6%)、「501～700万円」(57.1%)、「701万円以上」(62.6%)となり、低年収なほど貸金業法改正に対する認知度は低くなっている。

【図5 借入利用者の年収別での貸金業法改正に対する認知度】

<借入利用者(現在残高あり) n=1,000>



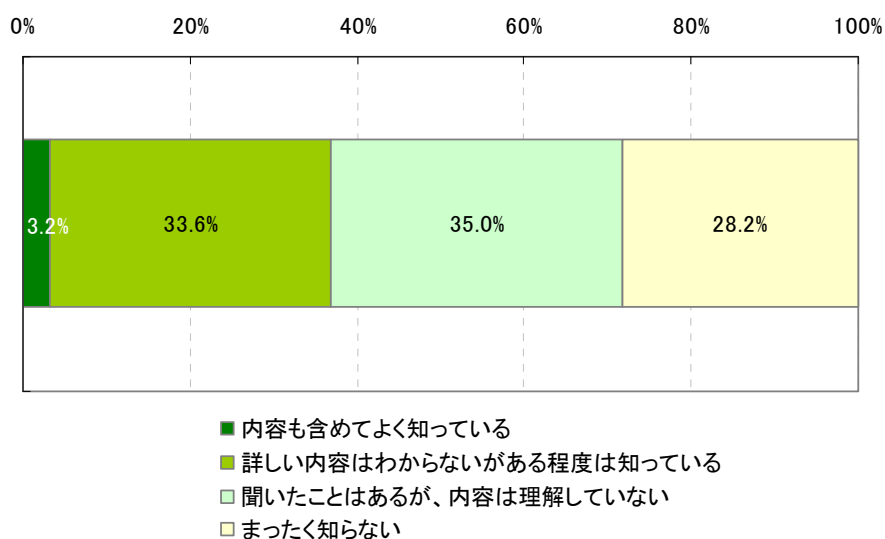
1.3 特定利用者

(1) 専業主婦(主夫)

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて36.8%となった。

【図6 専業主婦(主夫)の貸金業法改正に対する認知度】

< 専業主婦(主夫) n=500 >

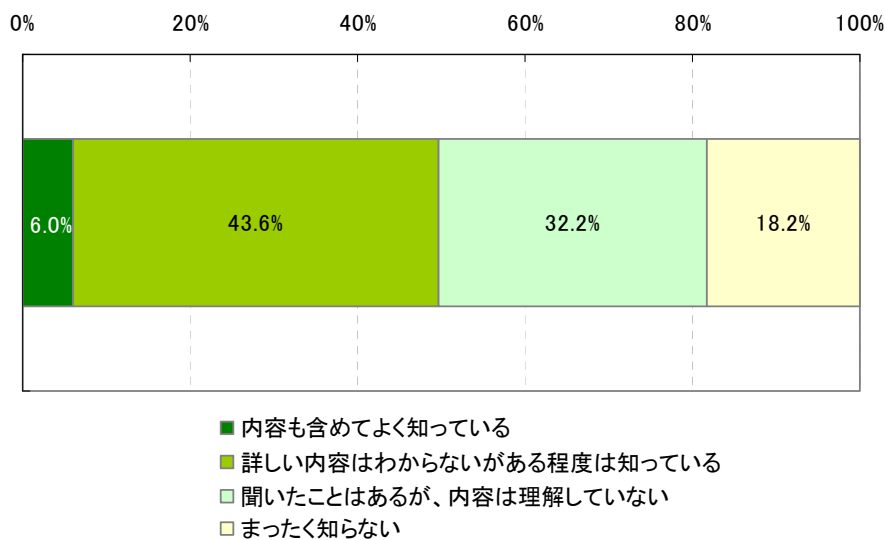


(2) 個人事業主

貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて49.6%となった。

【図7 個人事業主の貸金業法改正に対する認知度】

< 個人事業主 n=500 >



2. 貸金業法改正の内容別認知状況の調査結果

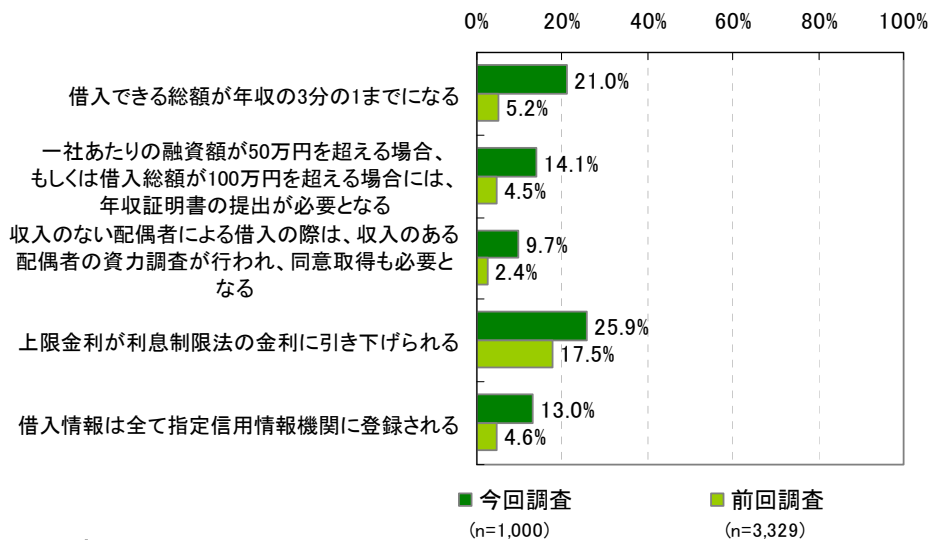
2.1 一般消費者

一般消費者の貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*1)は、全体として前回調査よりも大幅に上昇している。項目別では、「上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる」が 25.9%と最も高く、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が次いで 21.0%となった。

(*1)前回調査の「一般消費者 n=3,329」、今回調査の「一般消費者 n=1,000」における認知項目の割合を指す。

【図8 一般消費者の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の一般消費者 n=1,000 前回調査の一般消費者 n=3,329>



2.2 借入利用者

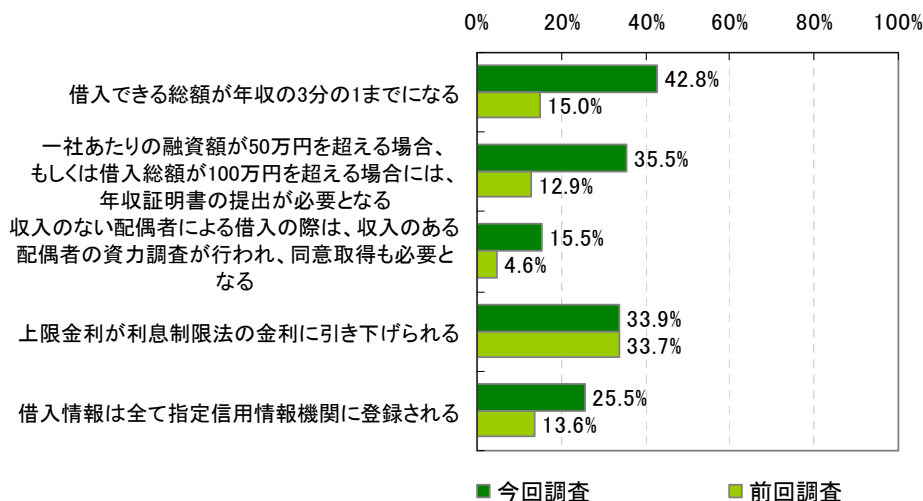
(1) 借入利用者(全体)

借入利用者の貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*2)は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が 28ポイント上昇するなど前回調査と比べて全体として上昇。

(*2)前回調査の「借入利用者 n=843」、今回調査の「借入利用者 n=1,000」における認知項目の割合を指す。

【図9 借入利用者全体としての貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<今回調査の借入利用者(現在残高あり) n=1,000 前回調査の借入利用者(現在残高あり) n=843>



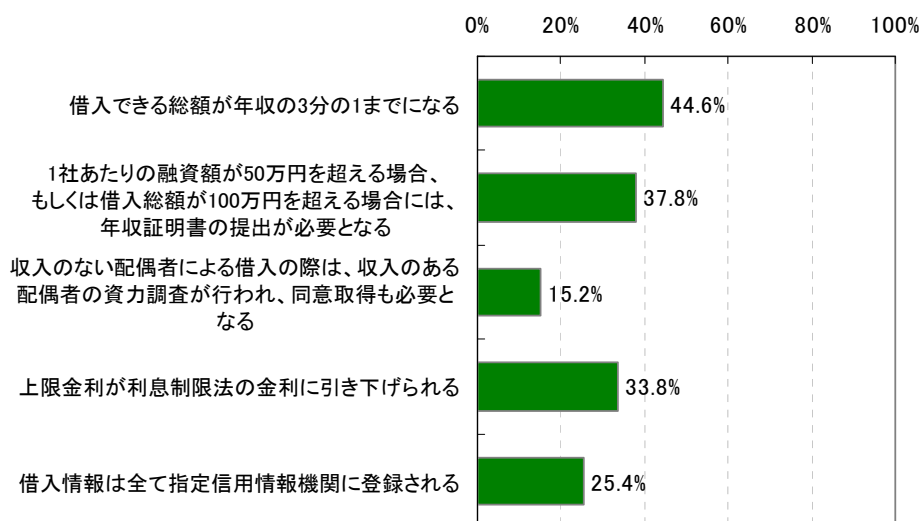
(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

総量規制該当者 500 人における貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*3)は、「借入できる総額が年収の 3 分の 1 までになる」が 44.6%と最も高く、次いで「年収証明の提出」が 37.8%となった。

(*3)「借入利用者(総量規制該当者) n=500」における認知項目の割合を指す。

【図 10 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<借入利用者(総量規制該当者) n=500>



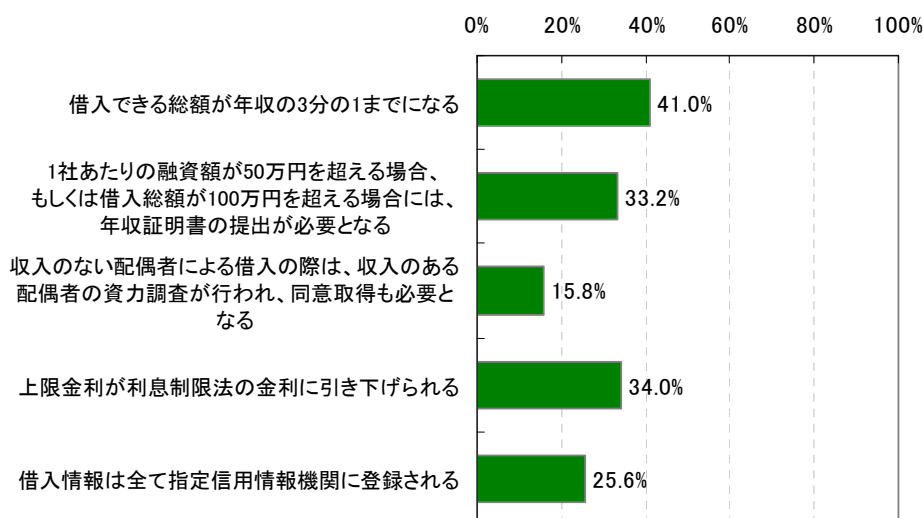
(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

総量規制非該当者 500 人における貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*4)は、「借入できる総額が年収の 3 分の 1 までになる」が 41.0%と最も高く、次いで「上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる」が 34.0%となった。

(*4)「借入利用者(総量規制非該当者) n=500」における認知項目の割合を指す。

【図 11 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<借入利用者(総量規制非該当者) n=500>



2.3 特定利用者

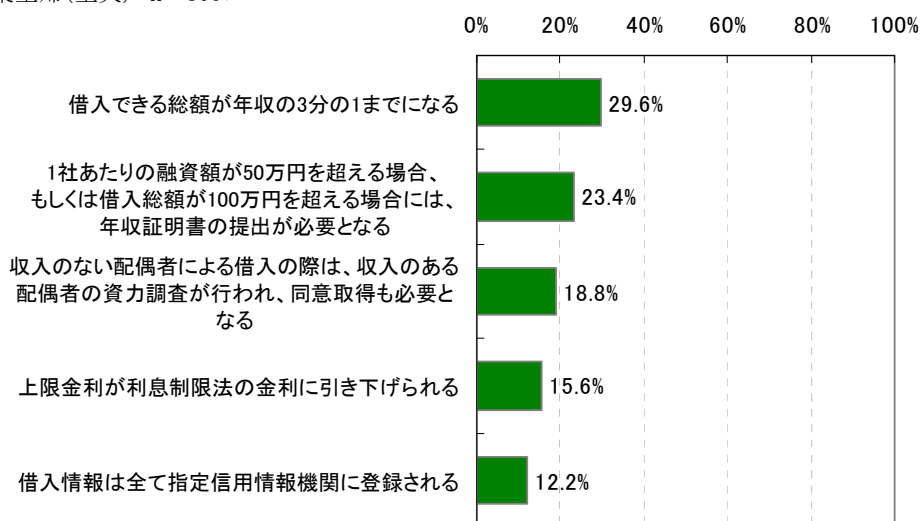
(1) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)500人における貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*5)は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が29.6%と最も高く、ついで「年収証明の提出」が23.4%となった。専業主婦(主夫)が影響を強く受ける「配偶者の同意取得」については18.8%と、未だ低い認知率となった。

(*5)「専業主婦(主夫) n=500」における認知項目の割合を指す。

【図12 専業主婦(主夫)の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<専業主婦(主夫) n=500>



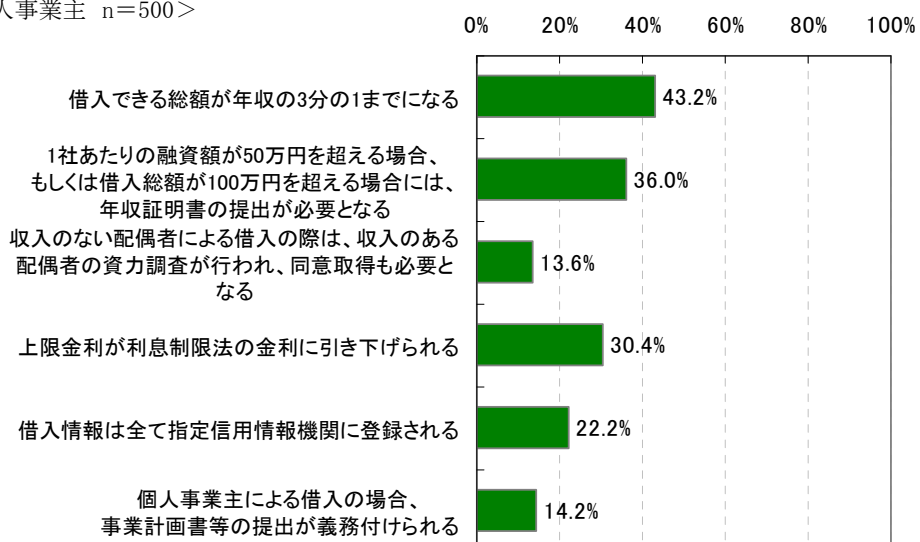
(2) 個人事業主

個人事業主500人における貸金業法改正の具体的な項目の認知率(*6)は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が43.2%と最も高く、次いで「年収証明の提出」が36%となった。個人事業主にとって大きな影響を受ける「個人事業主による借入の場合、事業計画書等の提出が義務付けられる」については14.2%と、未だ低い認知率となった。

(*6)「個人事業主 n=500」における認知項目の割合を指す。

【図13 個人事業主の貸金業法改正の内容別認知度(該当するもの全て)】

<個人事業主 n=500>



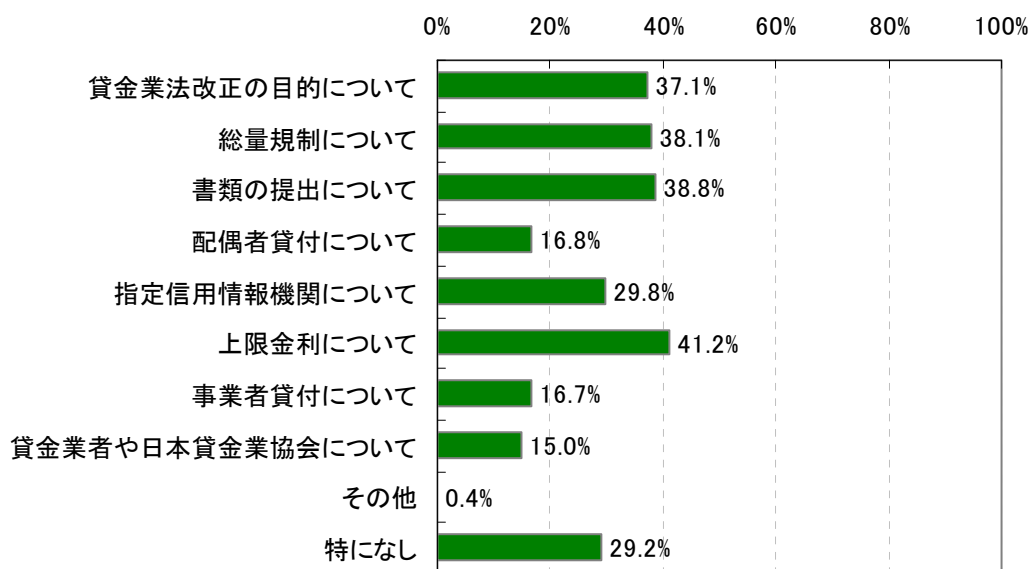
3. 貸金業法改正について知りたい項目の調査結果

3.1 借入利用者全体

借入利用者の貸金業法改正について知りたい項目では、「上限金利について」が 41.2%と最も高く、次いで「書類の提出について」38.8%、「総量規制について」38.1%、「貸金業法改正の目的について」37.1%となった。また、最も知りたい項目では、「特になし」29.2%を除いて「総量規制について」が 15.5%と高い。

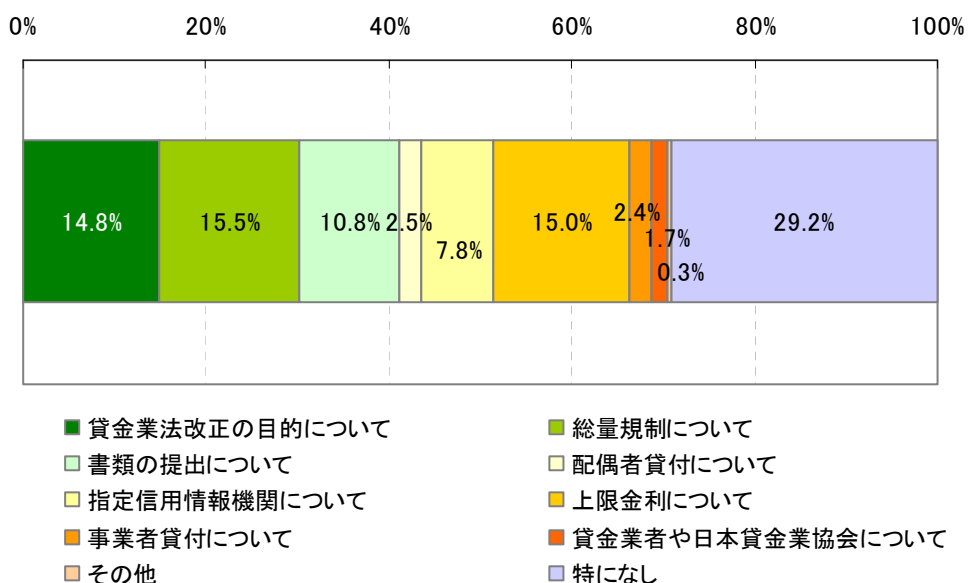
【図 14 借入利用者の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て_MA)】

<借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者) n=1,000>



【図 15 借入利用者の貸金業法改正について最も知りたい項目】

<借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者) n=1,000>

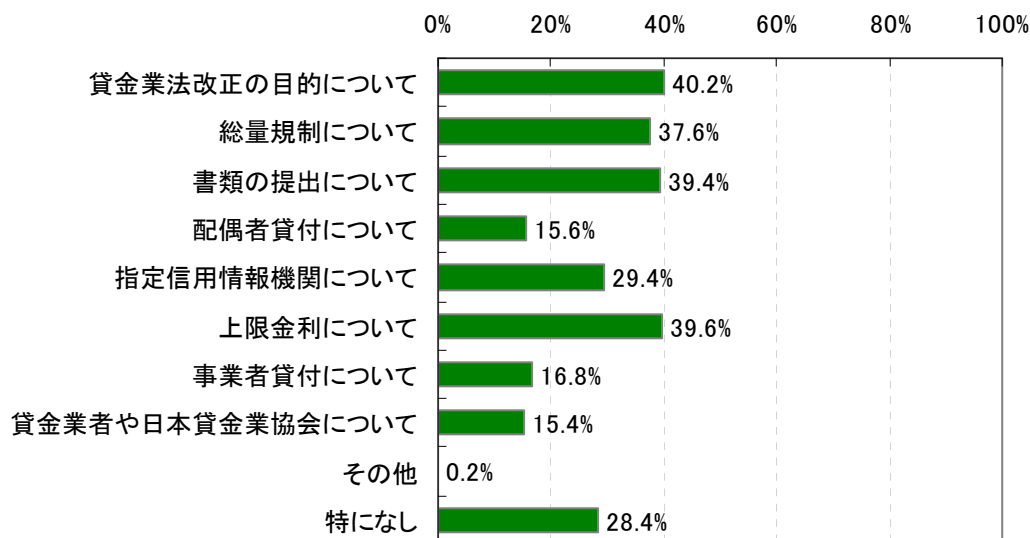


(1) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

借入利用者のうち、総量規制該当者の貸金業法改正について知りたい項目では、「貸金業法改正の目的について」が 40.2%と最も高く、次いで「上限金利について」39.6%、「書類の提出について」39.4%、「総量規制について」37.6%となった。また、最も知りたい項目では、「特になし」28.4%を除いて「総量規制について」が 17.4%と高い。

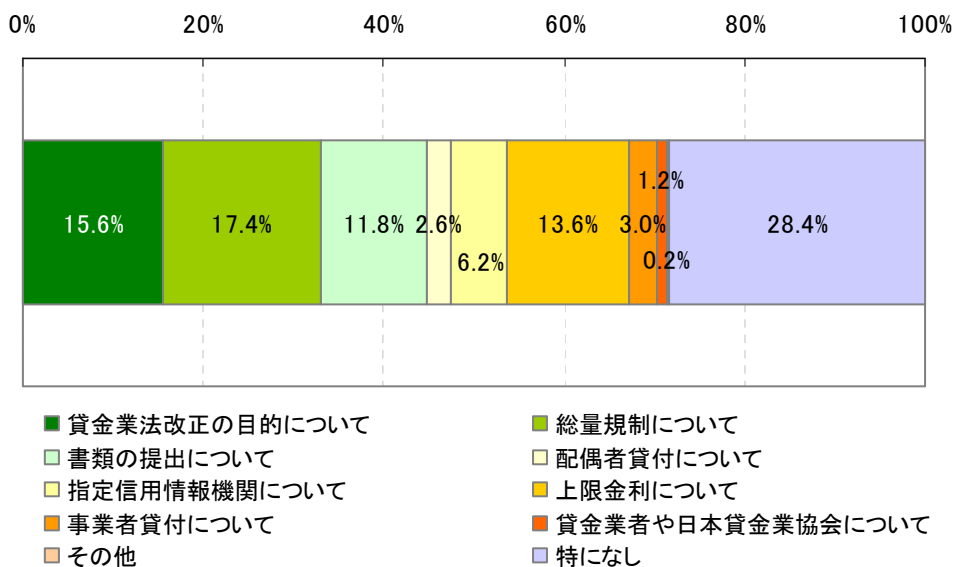
【図 16 総量規制該当者の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て、MA)】

<借入利用者(総量規制該当者) n=500>



【図 17 総量規制該当者の貸金業法改正について最も知りたい項目】

<借入利用者(総量規制該当者) n=500>

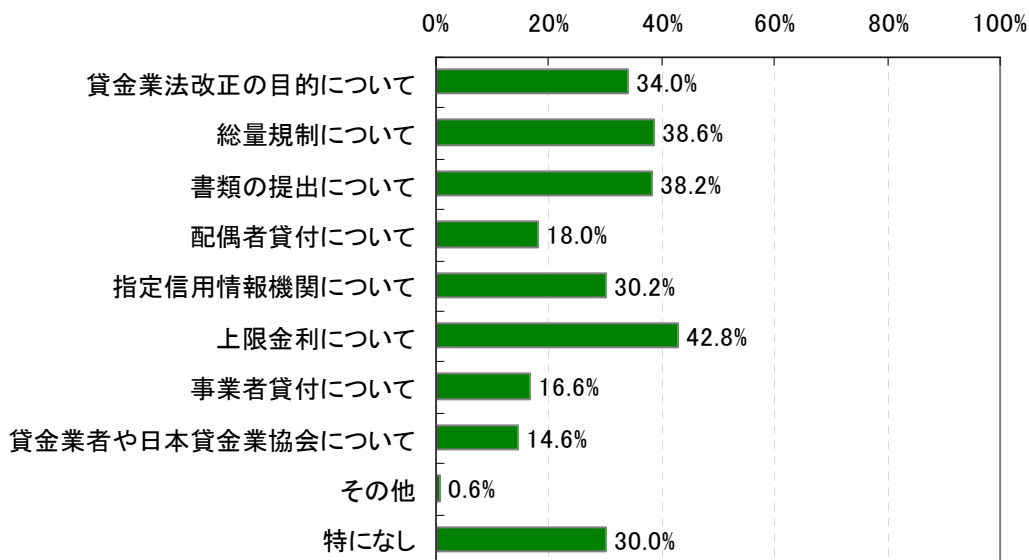


(2) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

借入利用者のうち、総量規制非該当者の貸金業法改正について知りたい項目では、「上限金利について」が42.8%と最も高く、次いで「総量規制について」38.6%、「書類の提出について」38.2%、「貸金業法改正の目的について」34.0%となった。また、最も知りたい項目では、「特になし」30.0%を除いて「上限金利について」が16.4%と高い。

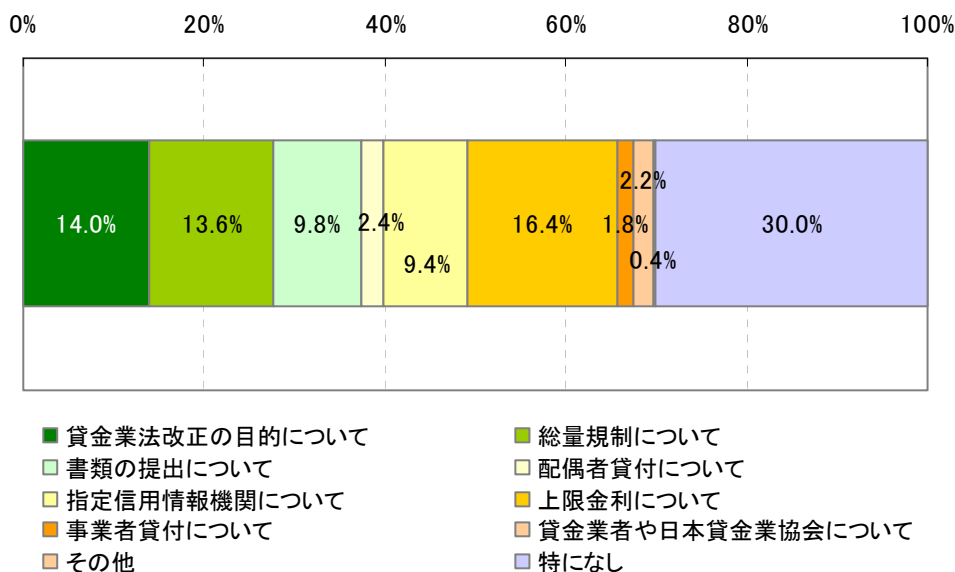
【図 18 総量規制非該当者の貸金業法改正について知りたい項目（該当するもの全て_M A）】

<借入利用者（総量規制非該当者） n=500>



【図 19 総量規制非該当者の貸金業法改正について最も知りたい項目】

<借入利用者（総量規制非該当者） n=500>



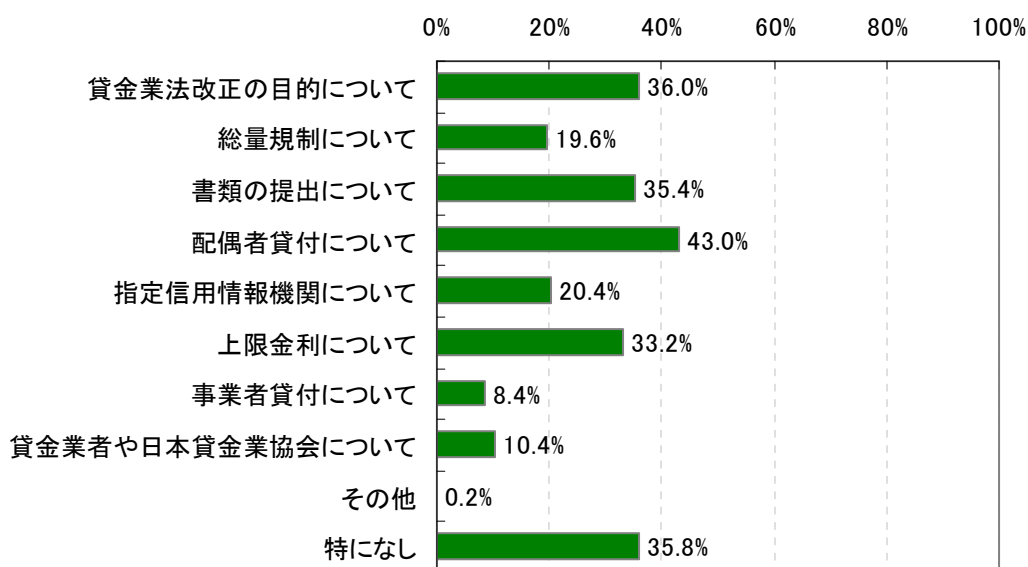
3.2 特定利用者

(1) 専業主婦(主夫)

専業主婦(主夫)の貸金業法改正について知りたい項目では、「配偶者貸付について」が43.0%と最も高く、次いで「貸金業改正の目的について」36.0%、「書類の提出について」35.4%、「上限金利について」33.2%となった。また、最も知りたい項目では、「特になし」35.8%を除いて「配偶者貸付について」が22.0%と高い。

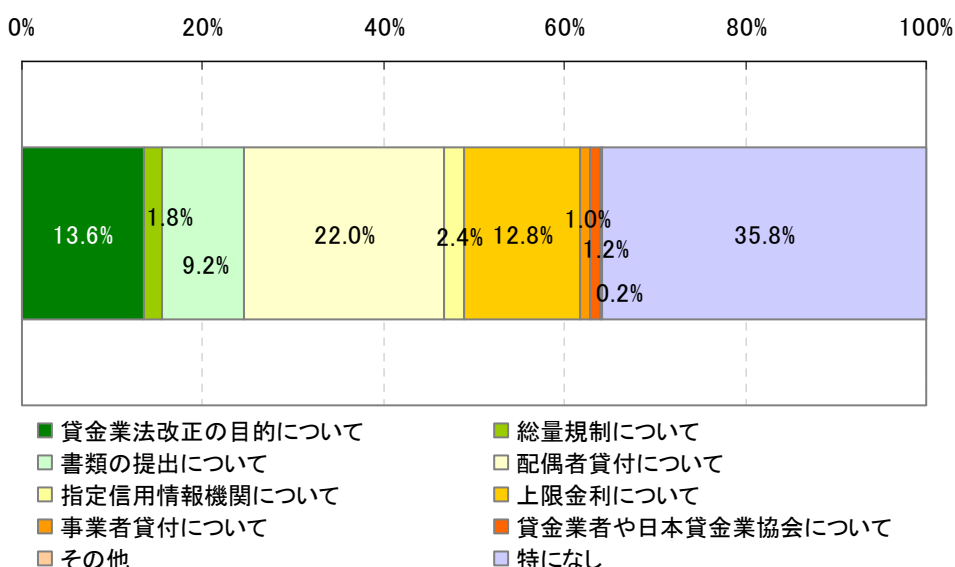
【図 20 専業主婦(主夫)の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て、MA)】

<専業主婦(主夫) n=500>



【図 21 借入利用者の貸金業法改正について最も知りたい項目】

<専業主婦(主夫) n=500>

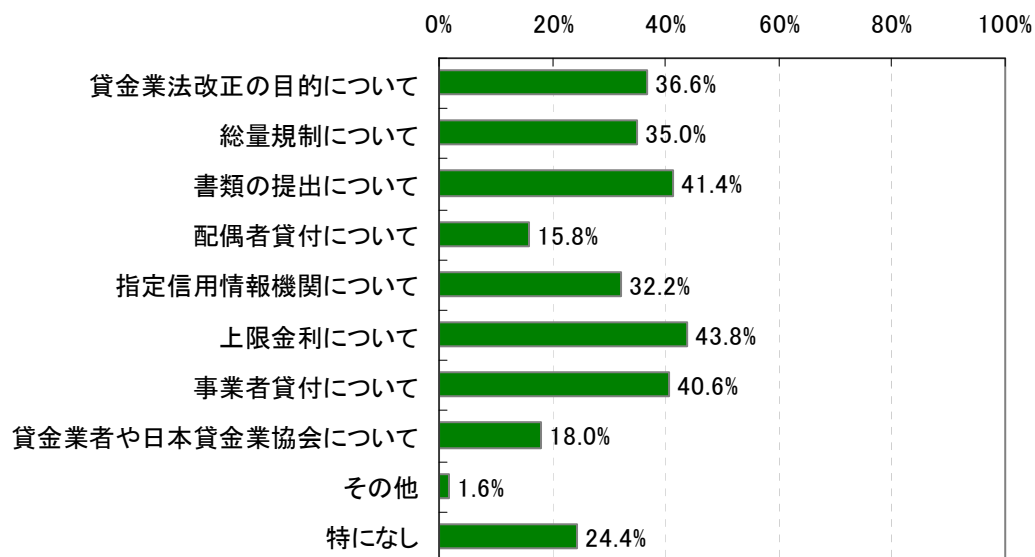


(2)個人事業主

個人事業主の貸金業法改正について知りたい項目では、「上限金利について」が43.8%と最も高く、次いで「書類の提出について」41.4%、「事業者貸付について」40.6%、「貸金業法改正の目的について」36.6%となった。また、最も知りたい項目では、「特になし」24.4%を除いて「事業者貸付について」が15.2%と高い。

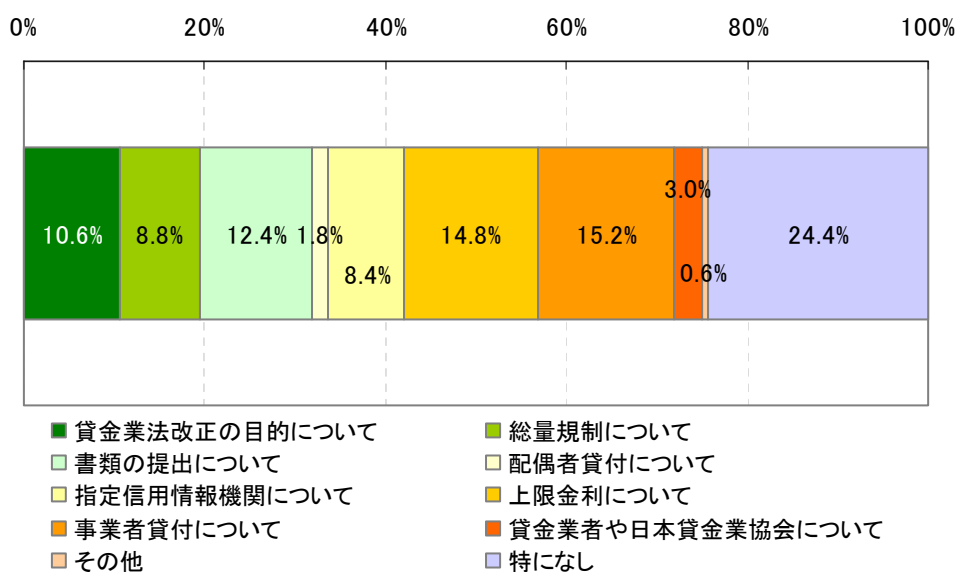
【図 22 個人事業主の貸金業法改正について知りたい項目(該当するもの全て_M A)】

<個人事業主 n=500>



【図 23 個人事業主の貸金業法改正について最も知りたい項目】

<個人事業主 n=500>



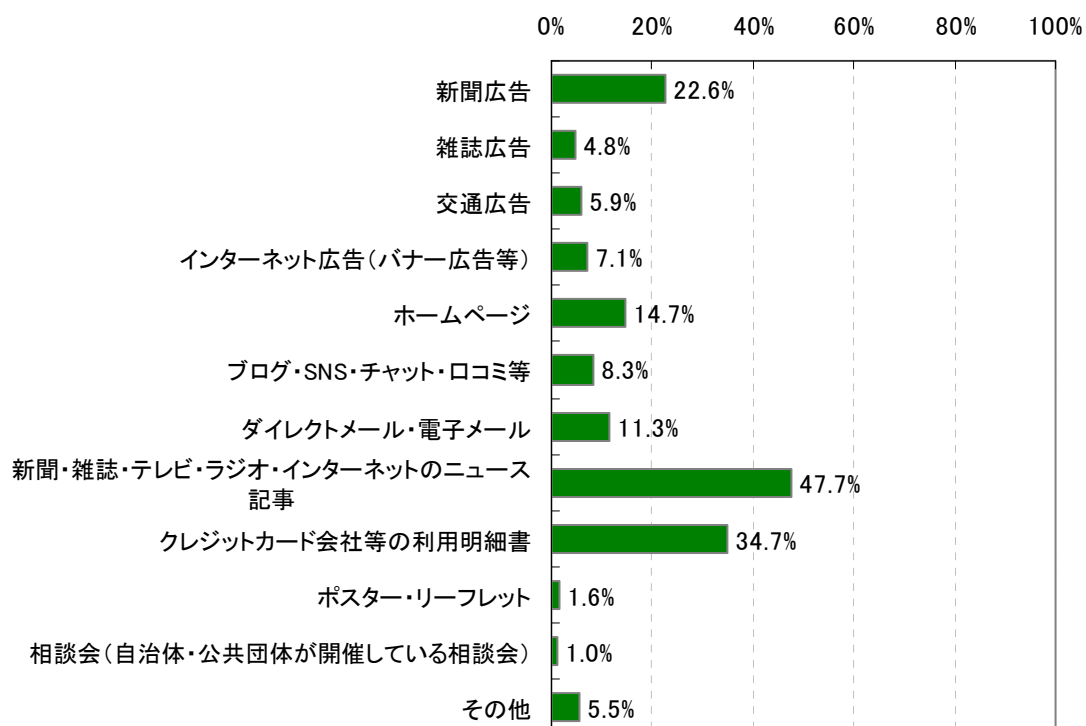
4. 貸金業法の改正に関する認知媒体の調査結果

(1) 借入利用者(全体)

貸金業法改正について認知している借入利用者の、貸金業法改正についての認知媒体は「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が 47.7%と最も高く、次いで「クレジットカード・信販会社からの利用明細書」が 34.7%、「新聞広告」が 22.6%となった。

【図 24 借入利用者全体としての貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<借入利用者(現在残高あり)1,000名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容は分からないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(現在残高あり) n=495 >

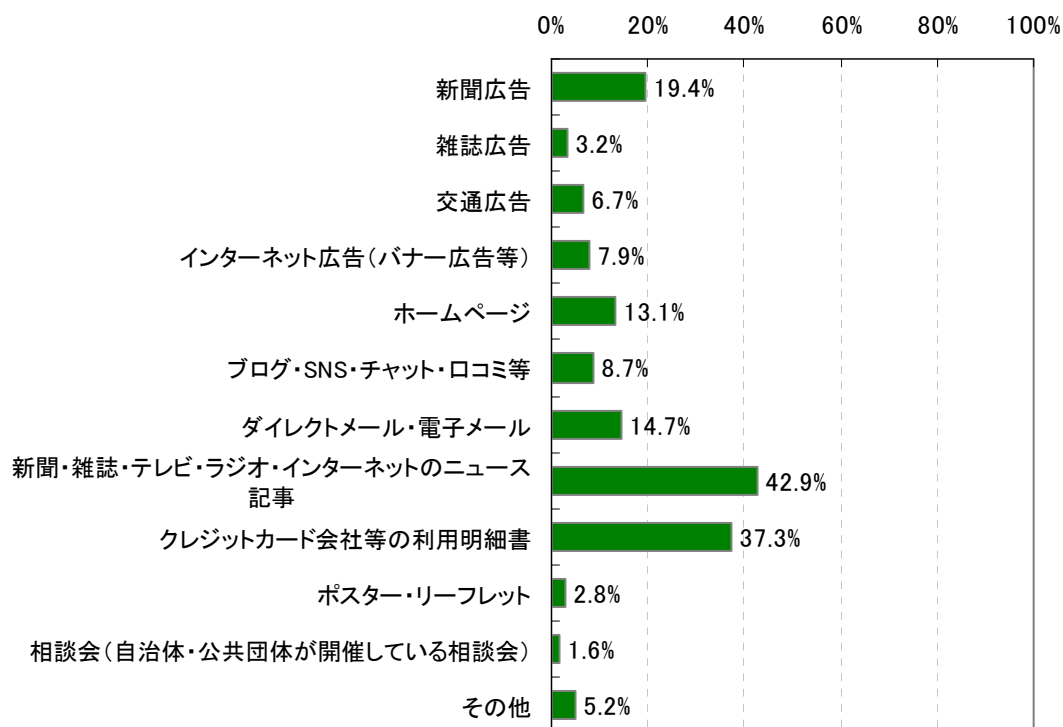


(2) 借入利用者の内、総量規制「該当者」

貸金業法改正について認知している総量規制該当者の、貸金業法改正についての認知媒体は、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が42.9%と最も高く、次いで「クレジットカード・信販会社からの利用明細書」が37.3%となった。

【図 25 借入利用者(総量規制該当者)の貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<借入利用者(総量規制該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容は分からないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制該当者) n=252>

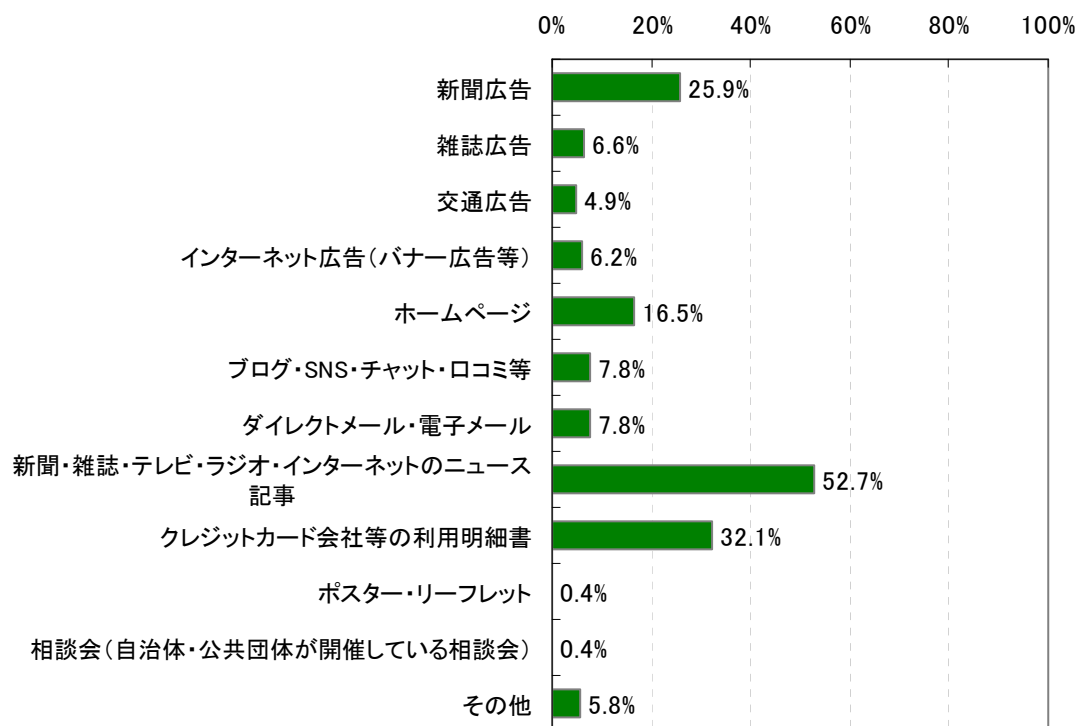


(3) 借入利用者の内、総量規制「非該当者」

貸金業法改正について認知している総量規制非該当者の、貸金業法改正についての認知媒体は、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が52.7%と最も高く、次いで「クレジットカード・信販会社からの利用明細書」が32.1%となった。

【図 26 借入利用者(総量規制非該当者)の貸金業法改正に関する認知媒体(該当するもの全て)】

<借入利用者(総量規制非該当者)500名のうち、貸金業法の改正について「内容も含めてよく知っている」、または「詳しい内容は分からないがある程度は知っている」と回答した借入利用者(総量規制非該当者) n=243>



5. 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

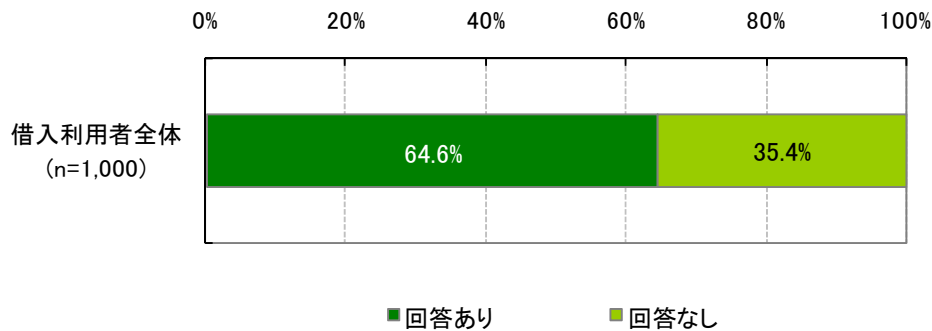
(1) 貸金業法改正への意見

借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が 34.8%と最も高く、次いで「中立的な(その他)意見」32.4%、「良い」18.7%、「よくわからない」14.1%となった。

また、借入利用者のうち総量規制該当者では、法改正に対して「問題がある」とする意見が 45.0%、総量規制非該当者では、「中立的な(その他)意見」が 37.7%とそれぞれ最も高い。

【図 27 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者) n=1,000>

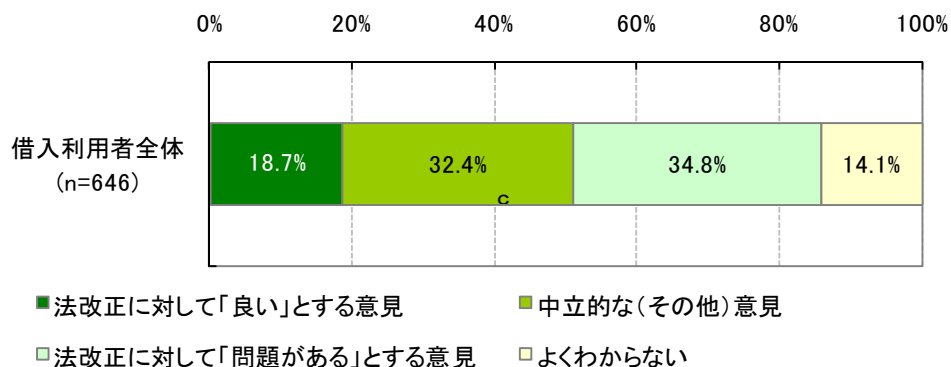


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」など、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な(その他)意見	「あまり関係ない」など、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金被害が増える」など、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 28 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類】

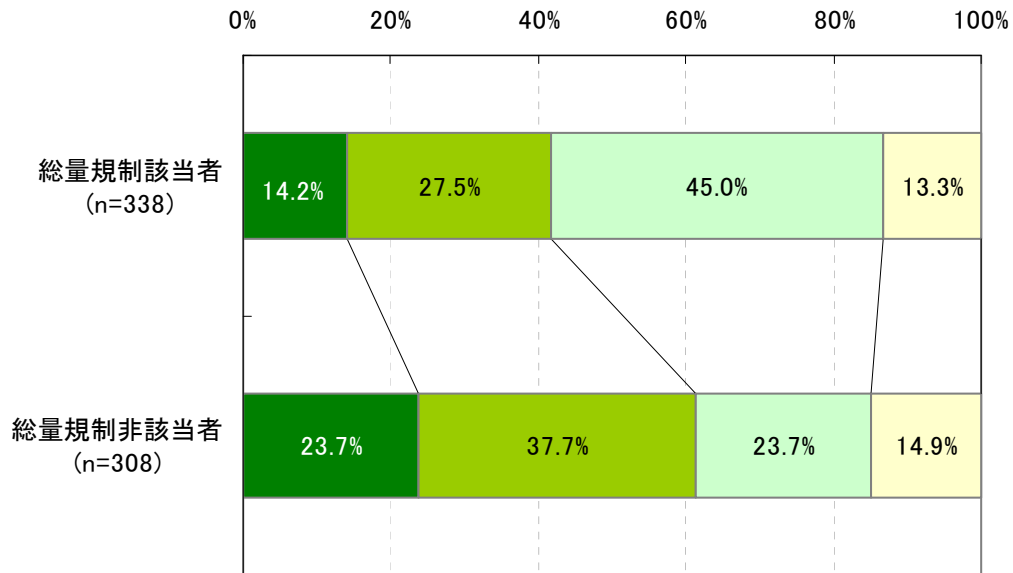
<借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者)1,000 名のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者) n=646>



【図 29 借入利用者(総量規制該当者・非該当者)の貸金業法改正に対する意見の分類】

<貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制該当者 n=338

貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制非該当者 n=308>



- 法改正に対して「良い」とする意見
- 中立的な(その他)意見
- 法改正に対して「問題がある」とする意見
- よくわからない

(2)法改正に対して「良い」とする意見の内訳

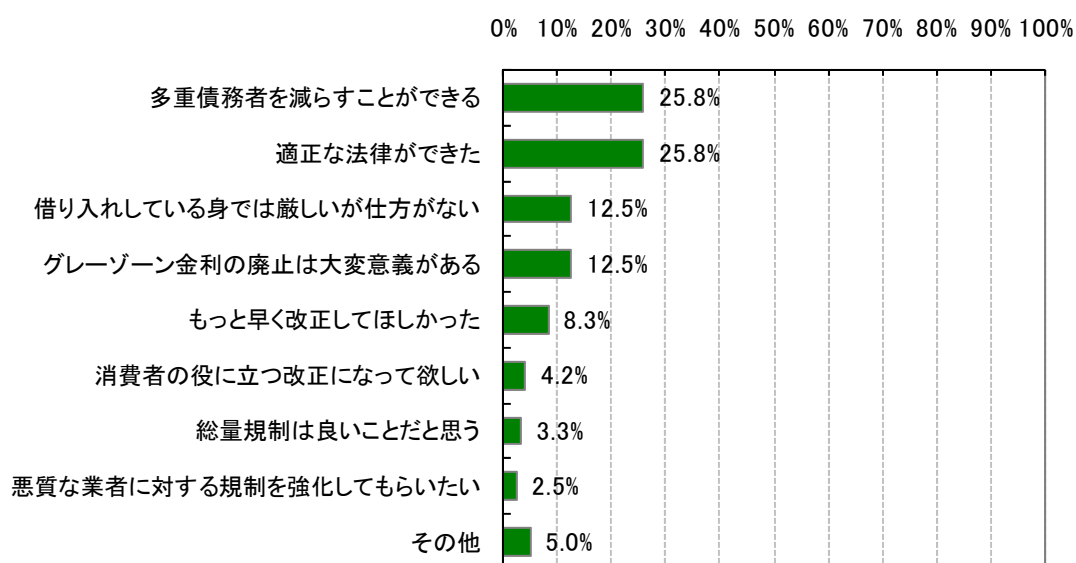
借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見について内容を分析したところ、「多重債務者を減らすことができる」、「適切な法律ができた」等の意見が見られた。

また、貸金業法改正の具体的な中身については、「上限金利の引下げ」への賛成意見が見られたものの、他の内容についての回答は少ない。

【図 30 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

<法改正に対して「良い」とする意見の回答があった借入利用者 **n=120**>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した



(3)法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の、法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、改正内容のうち「返済できている限り、規制をかけるのはおかしい」、「収入が低い者はどうしたら良いのか(本当に消費者のためになっているか疑問)」、「生活していけなくなりそうで困る」、「厳しい改正である、撤廃を望む」、「自己破産するかもしれない」、「ヤミ金に頼る人が増えると思う」と言った総量規制に対する意見が多い。

また、「なぜ今やらなければならないのかわからない」と言った、「時期が悪い」という意見も見られた。

【図 31 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

<法改正に対して「問題がある」とする意見の回答があった借入利用者 **n=225**>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した

